

平成 18 年 9 月 5 日

(社)日本建築士会連合会
会長 宮本 忠長 様

(社)長野県建築士会
会長 出澤 潔

「建築物の安全確保のための建築行政のあり方について 報告」に関するお願い

耐震強度偽装に端を発した「建築物の安全確保のための建築行政のあり方」の議論は建築生産に関わるさまざまな議論に発展しました。

とりわけ私達にとっては「建築士制度の抜本的な見直し」の議論は目をそらすことの出来ない重要な議論でありました。

このたび社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会で纏められた「報告」が私達に示されたことは、建築生産に関わる各界の意見の集約が終了したものであると理解いたします。

ここに至るまでの会長様を始め(社)日本建築士会連合会の関係各位の言葉に尽くせないご努力ご尽力にあらためて心からの感謝を申し上げます。

(社)長野県建築士会は「報告書(案)」に対するパブリックコメントとして下記 4 項目を平成 18 年 8 月 17 日付で国土交通省社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会宛に送付いたしました。

このことは同日付で貴会にもご報告申し上げている通りであります。

意見

1. 受験資格の実務経験を「建築工事に関わる全ての業務経験を対象とする」ことを強く望む。
2. 「全ての建築士有資格者について一定期間ごとの講習を義務付ける」ことを強く望む。
3. 「研修の実施の状況を一定期間ごとに情報開示する」ことを強く望む。
4. 「建築士が持つ専門性を自らが明らかにして、団体がそれを認めてその情報を開示する旨を法の中に明文化する」事を強く望む。

この要望のうち、上記 2 項目については全国建築士会の総意であり、貴会も強く要望している事であることを承知しています。

このたび示されました「報告」及び「意見募集の結果概要」を仔細に点検いたしますと、私達の要望を一部受け止められたと読み取ることも出来ますが、本文は原案のままであります。

(社)長野県建築士会は今後この事がどう推移していくのか大きな関心を持って見つめていくこととなります。

具体的な法制化が進んでいくであろう段階で、私達の考えをもっともっと理解していただくためにはどのような方法があるのか、大変なもどかしさを感じてしまいます。

上記 4 項目のうち、特に「1.実務経験を建築工事に関わる全ての業務経験を対象とする」は業務範囲が拡大しつつある建築士像として当然の姿であり、建築士及び建築士会の根幹に関わる重要な問題であると認識いたします。

本日(平成 18 年 9 月 5 日)(社)長野県建築士会は理事会において私達の要望を今迄にも増して強く、そして継続的に国土交通省に伝えていただくことを貴会にお願いすることを決議いたしました。

国民のためにより良い建築、より良いまちづくりに努力する建築に関するさまざまな業の建築士の姿を国土交通省に強く訴え、理解を求める行動を起こしていただくことを強くお願いするものであります。

多事多忙を承知の上、このようなお願いを申し上げますことをどうかお許しいただきますようお願い申し上げます。